

行政組織改編に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第2号

行政組織改編に伴う関係規則の整理に関する規則

(広報せと発行規則の一部改正)

第1条 広報せと発行規則(昭和33年瀬戸市規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(原稿の収集) 第5条 課長(公所の長を含む。)は、その主管に属する掲載事項を取りまとめ、原稿を <u>市長直轄組織シティプロモーション課</u> に送付する。	(原稿の収集) 第5条 課長(公所の長を含む。)は、その主管に属する掲載事項を取りまとめ、原稿を <u>経営戦略部秘書室</u> に送付する。
(会議) 第6条 <u>市長直轄組織シティプロモーション課</u> は必要と認めた場合、広報せと編集会議を招集することができる。	(会議) 第6条 <u>経営戦略部秘書室</u> は必要と認めた場合、広報せと編集会議を招集することができる。

(瀬戸市表彰審査委員会運営規則の一部改正)

第2条 瀬戸市表彰審査委員会運営規則(平成25年瀬戸市規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>経営戦略部政策推進課</u>	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>経営戦略部秘書室</u> にお

において処理する。	いて処理する。
-----------	---------

(瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則の一部改正)

第3条 瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則（昭和49年瀬戸市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 <u>会計課に会計係を置き、おおむね次の事務を分掌する。</u></p> <p>(1)から(8)まで <省略></p> <p>(課長等の設置及び職務)</p> <p>第4条 課に課長、課長補佐及び係長を置き、主幹、専門員、<u>主査</u>及び主事を置くことができる。</p> <p>2から5まで <省略></p> <p><u>6 係長は、上司の命を受け、係の事務を整理する。</u></p> <p><u>7</u> <省略></p> <p><u>8</u> <省略></p> <p>(決裁)</p> <p>第5条 市長の権限に属する事務のうち課長は、愛知県証紙の出納に関する事項及び瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）別表第1の課長共通（<u>行政課長、財政課長及び人事課長のみの専決に係るものを除く。</u>）の決裁区分に属する事項について、専決することができる。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 会計課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)から(8)まで <省略></p> <p>(課長等の設置及び職務)</p> <p>第4条 課に課長、課長補佐及び<u>主査</u>を置き、主幹、専門員及び主事を置くことができる。</p> <p>2から5まで <省略></p> <p><u>6</u> <省略></p> <p><u>7</u> <省略></p> <p>(決裁)</p> <p>第5条 市長の権限に属する事務のうち課長は、愛知県証紙の出納に関する事項及び瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）別表第1の課長共通（<u>人事室長、行政課長及び財政課長のみの専決に係るものを除く。</u>）の決裁区分に属する事項について、専決することができる。</p>

(瀬戸市基本構想審議会運営規則の一部改正)

第4条 瀬戸市基本構想審議会運営規則（平成26年瀬戸市規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。


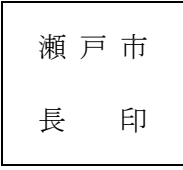
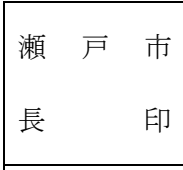
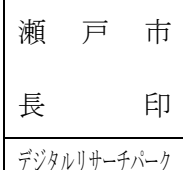

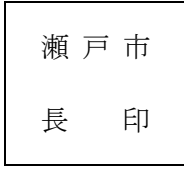
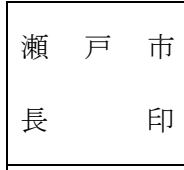
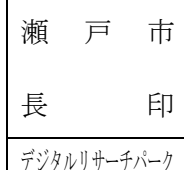
改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、経営戦略部 <u>政策推進課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、経営戦略部 <u>経営戦略室</u> において処理する。

(瀬戸市公印規則の一部改正)

第5条 瀬戸市公印規則（昭和32年瀬戸市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
公印の種類	形式	書体	寸法	用途	管守者	公印の種類	形式	書体	寸法	用途	管守者
市印	<省略>		21×21	電子計算機を利用して発行する公文書	情報政策課長	市印	<省略>		21×21	電子計算機を利用して発行する公文書	行政課長
	瀬戸市印	古印体					瀬戸市印	古印体			
市印	<省略>		4×4	電子計算機を利用して発行する公文書	情報政策課長	市印	<省略>		4×4	電子計算機を利用して発行する公文書	行政課長
	瀬戸市印	古印体					瀬戸市印	古印体			
	<省略>						<省略>				

市長印		てん書	21 × 21	政策推進課長 表彰、ほう賞及び 辞令専用	秘書室長
市長印		古印体	17 × 17	情報政策課長及び 高齢者福祉課長 電子計算機を利用 して発行する公 文書	行政課長及び 高齢者福祉課長
<省略>					
子ども未来課 専用市長印	 子ども未来課専用	古印体	21 × 21	諸証明専用 子ども未来課長	子ども家庭課長 諸証明専用
<省略>					
デジタルリサーチ パークセンター 専用市長印	 デジタルリサーチ パークセンター専用	古印体	21 × 21	使用許可専用 情報政策課長	秘書室長 使用許可専用
<省略>					
市長印		てん書	21 × 21	政策推進課長 表彰、ほう賞及び 辞令専用	秘書室長
市長印		古印体	17 × 17	情報政策課長及び 高齢者福祉課長 電子計算機を利用 して発行する公 文書	行政課長及び 高齢者福祉課長
<省略>					
子ども家庭課 専用市長印	 子ども家庭課専用	古印体	21 × 21	諸証明専用 子ども家庭課長	子ども家庭課長 諸証明専用
<省略>					
デジタルリサーチ パークセンター 専用市長印	 デジタルリサーチ パークセンター専用	古印体	21 × 21	使用許可専用 情報政策課長	秘書室長 使用許可専用
<省略>					

新世紀工芸館専用市長印		古印体	21 × 21	利用許可専用	ものづくり商業振興課長
<省略>					
パルティセと市民交流センター専用市長印		古印体	21 × 21	使用許可専用	まちづくり協働課長
スポーツ施設専用市長印		古印体	21 × 21	使用許可専用	スポーツ課長
<省略>					
市長職務代理者印		古印体	17 × 17	電子計算機を利用して発行する公文書	情報政策課長及び高齢者福祉課長
<省略>					
新世紀工芸館専用市長印		古印体	21 × 21	利用許可専用	文化課長
<省略>					
パルティセと市民交流センター専用市長印		古印体	21 × 21	使用許可専用	交流学び課長
スポーツ施設専用市長印		古印体	21 × 21	使用許可専用	交流学び課長
<省略>					
市長職務代理者印		古印体	17 × 17	電子計算機を利用して発行する公文書	行政課長及び高齢者福祉課長
<省略>					

<p>課(公所)長印</p> <p>瀬戸市 ○ 部 ○ 課(公所) 長印</p> <p>21 × 21</p> <p>古印体</p>	<p>一般公文書用</p>	<p>課(室、公所)長印</p> <p>瀬戸市 ○ 公室 (部) ○ 課(室、公所) 長印</p> <p>21 × 21</p> <p>古印体</p>	<p>一般公文書用</p>
<p>建築主事印</p> <p>瀬戸市 建築主 事 印</p> <p>18 × 18</p> <p>てん書</p>	<p>建築確認事務専用</p>	<p>建築主事印</p> <p>瀬戸市 建築主 事 印</p> <p>18 × 18</p> <p>てん書</p>	<p>建築確認事務専用</p>
<p>福祉事務所長印</p> <p>瀬戸市 福祉事 務所長印</p> <p>21 × 21</p> <p>古印体</p>	<p>一般公文書用</p>	<p>福祉事務所長</p>	<p>建築主事</p>
<省略>		<省略>	

(瀬戸市指定管理者選定委員会運営規則の一部改正)

第6条 瀬戸市指定管理者選定委員会運営規則(平成25年瀬戸市規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務)	(庶務)

第9条 委員会の庶務は、行政管理部行政課において処理する。	第9条 委員会の庶務は、行政管理部財政課において処理する。
-------------------------------	-------------------------------

(瀬戸市会計規則の一部改正)

第7条 瀬戸市会計規則（昭和29年瀬戸市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各課等 瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）に規定する課及び公所（同規則第44条の2に規定する課に属する公所を除く。）、瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則（昭和49年瀬戸市規則第10号）に規定する会計課、瀬戸市消防本部組織規則（平成18年瀬戸市規則第3号）に規定する消防課、瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）に規定する課、瀬戸市立図書館条例（昭和45年瀬戸市条例第19号）に規定する図書館、瀬戸市監査委員に関する条例（昭和39年瀬戸市条例第7号）に規定する事務局、瀬戸市公平委員会事務局運営規程（平成13年瀬戸市公平委員会告示第1号）に規定する事務局、瀬戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和60年瀬戸市固定資産評価審査委員会告示第1号）に規定する事務局並びに瀬戸市議会事務局事務分掌規程（昭和26年瀬戸市議会規程第1号）に規定する議事課をいう。</p> <p>(2)から(5)まで <省略></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各課等 瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）に規定する室、課及び公所（同規則第44条の2に規定する課に属する公所を除く。）、瀬戸市会計管理者の補助組織設置規則（昭和49年瀬戸市規則第10号）に規定する会計課、瀬戸市消防本部組織規則（平成18年瀬戸市規則第3号）に規定する消防課、瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）に規定する課、瀬戸市立図書館条例（昭和45年瀬戸市条例第19号）に規定する図書館、瀬戸市監査委員に関する条例（昭和39年瀬戸市条例第7号）に規定する事務局、瀬戸市公平委員会事務局運営規程（平成13年瀬戸市公平委員会告示第1号）に規定する事務局、瀬戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和60年瀬戸市固定資産評価審査委員会告示第1号）に規定する事務局並びに瀬戸市議会事務局事務分掌規程（昭和26年瀬戸市議会規程第1号）に規定する議事課をいう。</p> <p>(2)から(5)まで <省略></p>

<p>(物品出納員及び物品取扱主任等)</p> <p>第21条 <u>行政課</u>に物品出納員を置き、<u>行政課長</u>をもって充てる。</p> <p>2から4まで <省略></p> <p>(物品の受入)</p> <p>第25条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる備品は、台帳への登録を省略することができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>財政課長</u>において特に必要がないと認めるもの</p>	<p>(物品出納員及び物品取扱主任等)</p> <p>第21条 <u>財政課</u>に物品出納員を置き、<u>財政課長</u>をもって充てる。</p> <p>2から4まで <省略></p> <p>(物品の受入)</p> <p>第25条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる備品は、台帳への登録を省略することができる。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) <u>物品出納員</u>において特に必要がないと認めるもの</p>
--	---

(瀬戸市庁舎管理規則の一部改正)

第8条 瀬戸市庁舎管理規則（平成18年瀬戸市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理責任者)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2 管理責任者は、<u>行政課長</u>とする。</p> <p>3 <省略></p> <p>(出入口の開閉)</p> <p>第12条 庁舎建物の出入口（<u>西通用口</u>を除く。）を閉じている時間は、午後6時から翌日午前7時45分までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、瀬戸市の休日定める条例（平成3年瀬戸市条例第16号）第1条第1項に規定する日は、終日庁舎建物の出入口（<u>西通用口</u>を除く。）を閉じるものとする。</p> <p>3 庁舎建物の<u>西通用口</u>を閉じている時間は、午後</p>	<p>(管理責任者)</p> <p>第3条 <省略></p> <p>2 管理責任者は、<u>財政課長</u>とする。</p> <p>3 <省略></p> <p>(出入口の開閉)</p> <p>第12条 庁舎建物の出入口（<u>東出入口</u>を除く。）を閉じている時間は、午後6時から翌日午前7時45分までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、瀬戸市の休日定める条例（平成3年瀬戸市条例第16号）第1条第1項に規定する日は、終日庁舎建物の出入口（<u>東出入口</u>を除く。）を閉じるものとする。</p> <p>3 庁舎建物の<u>東出入口</u>を閉じている時間は、午後</p>

10時30分から翌日午前6時30分までとする。 4 <省略>	10時30分から翌日午前6時30分までとする。 4 <省略>
-----------------------------------	-----------------------------------

第2号様式中「財政課長」を「行政課長」に改める。

(瀬戸市企業立地促進条例施行規則の一部改正)

第9条 瀬戸市企業立地促進条例施行規則（平成18年瀬戸市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(企業立地審査会) 第14条 <省略> 2から10まで <省略> 11 審査会の庶務は、 <u>地域振興部産業政策課</u> において処理する。 12 <省略>	(企業立地審査会) 第14条 <省略> 2から10まで <省略> 11 審査会の庶務は、 <u>交流活力部産業課</u> において処理する。 12 <省略>

(瀬戸市保健・医療・福祉総合調整推進会議運営規則の一部改正)

第10条 瀬戸市保健・医療・福祉総合調整推進会議運営規則（平成25年瀬戸市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 推進会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課、健康福祉部高齢者福祉課、健康福祉部 <u>こども未来課</u> 、健康福祉部健康課及び健康福祉部国保年金課において処理する。	(庶務) 第9条 推進会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課、健康福祉部高齢者福祉課、健康福祉部 <u>こども家庭課</u> 、健康福祉部健康課及び健康福祉部国保年金課において処理する。

(瀬戸市保育事業者選定委員会運営規則の一部改正)

第 1 1 条 瀬戸市保育事業者選定委員会運営規則（平成 2 5 年瀬戸市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第 9 条 委員会の庶務は、健康福祉部 <u>保育課</u> において処理する。	(庶務) 第 9 条 委員会の庶務は、健康福祉部 <u>こども家庭課</u> において処理する。

（瀬戸市保育事故検証委員会運営規則の一部改正）

第 1 2 条 瀬戸市保育事故検証委員会運営規則（平成 2 6 年瀬戸市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、健康福祉部 <u>保育課</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、健康福祉部 <u>こども家庭課</u> において処理する。

（瀬戸市青少年問題協議会規則の一部改正）

第 1 3 条 瀬戸市青少年問題協議会規則（昭和 3 0 年瀬戸市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第 2 条 条例第 1 条の協議会の庶務は、健康福祉部 <u>こども未来課</u> において処理する。	(庶務) 第 2 条 条例第 1 条の協議会の庶務は、健康福祉部 <u>こども家庭課内</u> において処理する。

（瀬戸市都市公園条例施行規則の一部改正）

第 1 4 条 瀬戸市都市公園条例施行規則（昭和 3 9 年瀬戸市規則第 3 号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保管工作物等一覧簿の様式等) 第 1 0 条 <省略> 2 条例第 1 2 条の 3 第 2 項の規則で定める場所 は、瀬戸市役所都市整備部 <u>建設課</u> とする。	(保管工作物等一覧簿の様式等) 第 1 0 条 <省略> 2 条例第 1 2 条の 3 第 2 項の規則で定める場所 は、瀬戸市役所都市整備部 <u>維持管理課</u> とする。

附 則

この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。